

原規規発第 2103318 号
令和 3 年 3 月 31 日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所長 殿

原子力規制庁長官官房 放射線防護グループ
安全規制管理官（核セキュリティ担当）
（公印省略）

原子力規制庁原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
（公印省略）

令和 3 年度 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に
おける実施計画検査の実施について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 64 条の 3 第 7 項の規定による実施計画の遵守状況の検査（実施計画検査）について、原子力規制委員会は別紙のとおり実施することといたしましたので、お知らせいたします。

原規規発第 2103318 号
令和 3 年 3 月 3 1 日

令和 3 年度 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所
における実施計画検査の実施について

原子力規制委員会

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 6 4 条の 3 第 7 項の規定による実施計画の遵守状況の検査（実施計画検査）について、別添のとおり実施することとする。

(別添)

令和3年度 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における実施計画検査の実施に係る計画

令和3年3月31日

安全規制管理官（核セキュリティ担当）
安全規制管理官（専門検査担当）
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

1. 検査種別

- 施設定期検査
- 保安検査
- 核物質防護検査

2. 検査実施場所

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び本社並びにメーカー工場及び事業所

3. 検査実施時期

通年（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

4. 検査担当職員

- 施設定期検査・・・専門検査部門職員
- 保安検査・・・・・・福島第一原子力規制事務所職員、
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室職員他
- 核物質防護検査・・・核セキュリティ部門職員、
福島第一原子力規制事務所職員

5. 検査項目

令和3年度に実施する各検査の検査項目は、「令和3年度東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の基本方針」を基に、以下のとおりとする。なお、検査に当たっては、フリーアクセス等を活用し効果的に実施する。

➤ 施設定期検査

- ・実施計画において認可され供用を開始した施設のうち、供用期間中に求められる機能を担う機器について、実施計画に定めている要求される機能を発揮できる状態であるかを検査する。
特に、検査の着眼点を踏まえ抽出した以下の施設等については重点項目とし、可能な限り事業者が実施する検査への立会による検査を実施する。

①汚染水処理設備等（滞留水移送装置）

②放射線管理関係設備等（ダスト放射線モニタ）

③放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設（多核種除去設備）

④5・6号機放射性液体廃棄物処理系 仮設設備（浄化ユニット）

⑤サブドレン他水処理施設（サブドレン他浄化設備）

➤ 保安検査

①廃炉プロジェクトマネジメント

- ・令和2年4月に実施した福島第一廃炉推進カンパニーの組織改編について、事業者の評価を踏まえた対策の実施状況を継続確認していく。
- ・共通要因分析を踏まえた廃炉作業の実施状況（リソース管理、工程管理、品質管理等）について確認していく。

②火災対策

- ・建屋内火災防止の観点から消火設備の復旧、重要設備の火災防護対策、初期消火要員体制・消火訓練等の実施状況について確認していく。

③放射線管理

- ・休憩所サーベイの未実施、雨水対策工事における顔面汚染、不適切な保護衣使用等の放射線管理に係る不適合が頻発していること及び汚染レベルが高く高線量である1・2号機SGTS配管等の撤去を計画していることから、放射線管理の実施状況を確認していく。

④燃料取出準備

- ・2号機の燃料取出しに向けたオペレーティングフロア内の線量調査、燃料

取出し用構台設置作業及びP C V内部調査の実施状況を確認していく。

⑤放射性廃棄物管理

- ・1・2号機共用排気筒解体片の減容作業及びS G T S配管等の撤去作業の実施状況、高線量瓦礫の移送及び管理の作業状況、H I C、使用済吸着塔等汚染水処理に伴い発生する放射性廃棄物の保管管理の実施状況を確認していく。

⑥その他の保安活動

- ・令和3年2月13日に発生した地震を踏まえた対策の実施状況
- ・上記以外の保安活動の実施状況についても、今後の廃炉作業の進捗やトラブルの発生状況等を踏まえ、必要に応じて確認していく。

➤ 核物質防護検査

①防護区域等への人の立入り

- ・防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域内への立入りについて、立入りの必要性の確認状況、証明書等の発行状況、管理状況等を確認する。

②侵入検知装置の運用

- ・防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域における人の侵入を確実に検知することができる設備又は装置について、その運用状況を確認する。

③防護措置の定期的な評価・改善

- ・防護措置の定期的な評価・改善が経営層の適切な関与及び核物質防護管理者の統一的な管理の下に行われているか、P D C Aサイクルが実質的に機能しているかといった観点から取組状況を確認する。

④その他の防護措置

- ・上記以外の防護措置の実施状況についても、これまでの検査の結果や施設の状況等を踏まえ、必要に応じて確認していく。

以 上